

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 6 3 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 3 年 8 月 31 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象及び監査の期間

消防本部・消防署	令和 3 年 5 月 12 日（水）、13 日（木）
市民生活部市民課	令和 3 年 5 月 24 日（月）、25 日（火）
文化観光商工部文化交流課	令和 3 年 6 月 21 日（月）、22 日（火）
教育委員会生涯学習課	令和 3 年 7 月 6 日（火）～9 日（金）

第 2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和元年度及び令和 2 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に

行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

(1) 公印の管理状況

(2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

(3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

【消防本部・消防署】

〔指摘事項〕

旅費の支給について

令和元年度長崎県消防団大会（対馬市）に出張した消防団長ほか全8人分の旅費について、バス代や日当を含んで市から支給されているにもかかわらず、別途準公金である消防団本部会計から、タクシー代（厳原から対馬空港まで5,540円、福岡空港から博多駅まで2,960円）や弁当代（3,730円）が支出されていたので、適正な会計処理を行うとともに、再発防止に努められたい。

〔指導事項〕

平戸市消防団本部の会計について

平戸市消防団本部会計については、平戸市消防団運営補助金交付要綱に基づき交付された補助金によって運営されている。

支出伝票について、決裁日の記入漏れや支出区分の誤りなどが見受けられたので、平戸市準公金等取扱事務処理要領に基づき適正な事務処理に努められたい。

〔意見〕

消防団組織の強化について

消防団を取り巻く環境は、全国的に災害の多様化・大規模化あるいは社会情勢の変化等に伴い、厳しい状況となっており、とりわけ市内のほとんどの消防団において、消防団員や平日昼間の出場可能な員数の確保が喫緊の課題となっている。

このようなことから、消防本部においては引き続き、消防団への十分な指導や資機材の支給、消防団員の処遇改善及び機能別団員制度などの充実に加え、消防団と各地域で結成されている自主防災組織等との連携・協力を進め、地域防災力の向上を図っていただきたい。

【市民生活部市民課】

〔指導事項〕

1 例規の整備について

平戸市飲料水供給施設条例第 10 条において、「給水装置の工事、費用、給水、料金、手数料等に関しては、平戸市水道事業給水条例の規定を準用する。」となっているが、準用条項の一部に誤りがみられたので、適正な例規整備に努められたい。

2 し尿収集車の貸与について

度島地区のし尿収集後の島外搬出に使用するし尿収集車（4 トン）を民間事業者が無償貸与しているが、使用貸借契約書などが取り交わされていない。同様に大島地区のし尿収集車及びごみ収集車の無償貸与についても、業務委託契約書に明確な記載がされていない。

また、車検費や車両設備の修繕費が市から支払われているが、市が負担する経費と事業者が負担する経費の費用負担の範囲が定められていない。

よって、費用負担など必要事項を明記した契約書等を取り交わされたい。

3 し尿貯留槽整備に対する交付金について

令和元年度にホーロータンク設置（2 基）に係る費用として 1,482,408 円を、令和 2 年度に地下タンク設置に係る費用として上限額 1,500,000 円（全体工事費 1,720,000 円）を各事業者に交付している。

この交付については、平戸市粗大ごみ及びし尿収集運搬交付金交付要綱を根拠としているが、タンク設置工事等にかかる交付額の算定基準や上限額の設定の根拠が定かではない。

このことから、し尿貯留槽設置への交付金支出の根拠を明確にするため、同要綱の見直しを検討されたい。

併せて、ホーロータンクの設置場所は、市有地でありながら普通財産貸付の許可を受けていない。また、埋設した地下タンクは市所有物であるが譲渡の手続きが行われていないので、適正な事務処理に努められたい。

〔意見〕

災害廃棄物の処理について

平戸市ごみ処理基本計画（平成 28 年 3 月策定）において災害廃棄物対策の必要性が示されており、平戸市災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月策定）によると災害廃棄物の一次仮置場候補地として、平戸市総合衛生センター、生月町衛生センター、田平町ごみ処理場及び大島村クリーンセンターの 4 か所が選定されているが、それ以外の仮置場候補地の選定にあたっては、法律等によって土地利用が規制されていない区域や土地であって、仮置場として必要な面積を確保できる公有地を基本とし、公有地で確保できない場合は私

有地も検討し、更に候補地の自然環境、周辺環境、運搬効率、用地取得の容易性等から総合的に判断する必要があるとされている。

このことを踏まえ、度島地区には一次仮置場候補地が選定されていないこともあり、大規模災害時に備えて、平戸市全域において小区域ごとの同候補地の選定が求められる。

併せて、災害ごみの排出時の混乱を最小限に抑えるため、市民向けの災害廃棄物の排出・搬入マニュアルなどを作成し、分別排出、運搬・処理方法などを示すことが必要であると思われる。

【文化観光商工部文化交流課】

〔指摘事項〕

予定価格調書の作成について

平戸市契約規則第 23 条別表に定める額を超える契約について、随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例（50 万円を超える委託契約）がみられたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。

〔指導事項〕

1 例規の整備について

下記の例規については、条文と様式に文言の相違や引用条項の誤りなどがみられたので、適正な例規整備に努められたい。

- ・平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区交流拠点施設条例
- ・平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区交流拠点施設条例施行規則
- ・平戸市文化団体活動補助金交付要綱

2 契約関係について

下記の契約書について、内容に不備等があったので、適正な契約事務に努められたい。

- (1) 大島村神浦伝統的建造物群保存地区整備事業にかかる旧小楠邸保存修理工事について、契約書を締結しているが、工事請負契約書ではなく、業務委託契約書の様式を用いており、同契約書中、契約保証金欄の記載にも誤りがみられた。また、検査調書においては、完成年月日が記載されていなかった。
- (2) 旧小楠邸保存修理工事の設計監理業務について、納品書及び成果物引渡書を受け付けているが、提出日、工期及び検査年月日が記載されていなかった。また、検査調書においては、業務名が誤っており、検査日も契約書に記載された期限内の検査日となっていなかった。
- (3) 島の館案内看板にかかる土地の賃貸借契約書について、長期継続契約にもかかわらず、特約事項である「各年度の契約については、予算が確定した時点で成立するものとする。」旨の記載がされていなかった。

〔意見〕

指定管理業務と自主事業の取り扱いについて

当課においては、「平戸市平戸オランダ商館 1639 年築造倉庫（以下「オランダ商館」という。）」、「平戸市生月町博物館・島の館（以下「島の館」という。）」及び「平戸市春日集落拠点施設」などの施設を所管しており、これらの 3 施設はいずれも直営ではなく指定管理者制度を導入している。

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、各施設の目的や態様等に
応じて設定する旨、平戸市指定管理者制度運用指針（以下「運用指針」とい
う。）において規定されている。

前述の3施設においては、指定管理業務のほかに自主事業として収益事業
を行っており、予算管理にあたっては、これらを合わせて事務処理がなされ
ている。その結果、指定管理料の算定において、収益事業の収支が算入され
ているにもかかわらず、基本協定書等においては、収益事業（売店）の収入
は指定管理者の収入とすると規定されているだけで具体的な取扱いについ
ては示されていない。

こうしたことから収益事業について、運用指針に基づき指定管理料算定の
基準を明確にし、運用方法等を示されるよう検討されたい。

【教育委員会生涯学習課】

〔指摘事項〕

予定価格調書の作成について

平戸市契約規則第 23 条別表に定める額を超える契約について、随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例（50 万円を超える委託契約）がみられたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。

〔指導事項〕

1 例規の整備について

下記の例規については、条文と様式に文言の相違や引用条項の誤りなどがみられたので、適正な例規整備に努められたい。

- ・平戸市ふれあいセンター条例
- ・平戸市ふれあいセンター条例施行規則
- ・平戸市公民館条例施行規則
- ・平戸市田平町民センター条例施行規則
- ・平戸市生月町開発総合センター条例施行規則
- ・平戸市生月町 B & G 海洋センター条例施行規則
- ・平戸市少年スポーツ団体事業補助金交付要綱

2 契約事務について

下記の契約書等について、内容に不備等がみられたので、適正な契約事務に努められたい。

- (1) 平戸市生月町開発総合センター警備業務の警備時間について、見積依頼した警備業務仕様書と締結した委託契約書の内容に相違がみられた。
- (2) 平戸市中部市民運動場清掃管理業務委託について、契約書が取り交わされているにもかかわらず、不要な覚書が取り交わされていた。
- (3) 大島中学校夜間照明施設改修工事請負契約書の契約保証金について、平戸市契約規則第 33 条第 3 号により免除としているが、この規定は工事の請負契約は除くとされているため、誤った記載となっていた。
- (4) 平戸市ふれあいセンター定期報告調査業務委託契約書及び田平町体育館床補修工事変更契約書について、不要な条項が削除されていなかった。
- (5) 生月町 B & G 海洋センター改修工事契約変更請書について、変更契約事項及び契約保証金追納（還付）額欄に記載がされていなかった。また、検査調書について、工事完成届が提出された以前の日付で作成されていた。
- (6) 自動扉開閉装置保守点検業務委託契約書（生月町中央公民館）について、長期継続契約にもかかわらず、特約事項である「翌年度以後において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、本契約は解除する。」旨の記載がされていなかった。

3 準公金における契約事務について

いきつきロード 2020 大会実行委員会会計については、平戸市社会体育振興事業補助金交付要綱に基づき交付された補助金によって運営されている。

本大会の計測業務等委託について、契約に関する事務がされておらず契約書がないまま、業者からの請求書によって 1,330,558 円が支払われていた。

平戸市準公金等取扱事務処理要領第 6 条第 2 項に基づき適正な事務処理に努められたい。